

寒川町告示第49号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月1日

寒川町長 木村 俊雄

- 1 縦覧期間 平成29年4月3日(月)から平成29年5月31日(水)まで。  
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 寒川町宮山165番地  
寒川町役場総務部税務課